

# 茨城県報

第286号

平成3年10月17日

木曜日

## 目次

### 告示

	ページ
●公園事業の変更の決定(環境管理課) .....	1
●町の区域及び名称の変更(地方課) .....	2
●町の区域の変更( " ) .....	2
●字の区域の変更( " ) .....	3
●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理(医療福祉課) .....	4
●保険医及び保険薬剤師の登録(保険課) .....	5
●森林病虫害等防除法による駆除命令(林業課) .....	5
●松くい虫被害対策特別措置法による駆除命令( " ) .....	7
●土地改良事業の適当決定(土地改良事務所) .....	9

### (公安委員会)

●緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定取消し .....	10
---	----

### 公告

●特定漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起 の届出(2件)(漁政課) .....	11
●基本測量の実施(用地課) .....	12
●開発行為の工事完了(4件)(建築指導課) .....	12
●道路の位置の指定( " ) .....	16
●道路の位置の指定(変更)( " ) .....	16

## 告示

### 茨城県告示第1144号

茨城県立自然公園条例(昭和37年茨城県条例第17号)第5条第1項の規定により、御前山県立自然公園の公園事業の一部を変更することを決定したので、同条例第6条第2項において準用する同条例第5条第3項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

なお、当該公園事業の位置を表示した図面は、茨城県環境局環境管理課及び御前山村役場に備え付けて公衆の縦覧に供する。

平成3年10月17日

茨城県知事 竹内 藤 男

施設の種類	変更事項	変 更 前	変 更 後
野 営 場	施設の規模	最大宿泊者数 468人/日	最大宿泊者数 456人/日

茨城県告示第1145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により日立市長から住居表示に伴い、同市内の町の区域の一部及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町の区域の一部及びその名称の変更の効力は平成3年11月5日から生ずるものである。

平成3年10月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

変更前の町名	区 域 の 説 明	変更後の町名
川尻町の一部	十王川南側～国道6号東側～多賀郡十王町との行政界～太平洋で囲む区域	川尻町2丁目
川尻町の一部	十王川西側～川尻町2266に隣接する水路である国有地の全部～多賀郡十王町との行政界～国道6号東側で囲む区域	川尻町3丁目
川尻町の一部	県道川尻停車場川尻線西側～川尻町1229の2の内、同1294の内、同1319の1の内、同1318の2の内、同1326の内、同1325の内、同1325の内～多賀郡十王町との行政界～川尻町2251の1に隣接する無番地の国有地の一部～十王川西側～国道6号東側で囲む区域	川尻町4丁目

茨城県告示第1146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により日立市長から住居表示に伴い、同市内の町の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町の区域の変更の効力は、平成3年11月5日から生ずるものである。

平成3年10月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

石名坂町字塙 786の11から786の16まで、735の3

” 字後沢 796の6、797の10、797の11、800の3から800の12まで、

829の4、829の5、830の3、830の4

上記を石名坂町1丁目に変更

諏訪町字黒目作 1575の20から1575の23まで

及びこれに伴う国有地の水路の全部を西成沢町4丁目に変更

茨城県告示第1147号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により高萩市長から土地改良事業に伴い、同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成3年10月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字高萩字坂下 1329, 1330の1の内, 1331, 1332の1の内, 1333, 1333の1, 1334の内, 1335の内, 1336の1の内, 1336の2, 1337, 1337の1, 1341から1344まで, 1345の1の内

〃 字京田 1347の内, 1348から1350まで, 1351の1, 1351の3, 1352の内, 1353の内, 1354, 1355の内, 1355の1の内, 1358の内, 1359の内, 1360, 1361の内, 1362の内, 1363の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字高萩字横枕に変更

大字高萩字京田 1352の内, 1353の内, 1357の1の内, 1358の内, 1359の内, 1361から1364までの各内, 1365, 1366の内, 1367から1372まで, 1374

〃 字飯森塚 1375, 1377から1379まで, 1380の1の内, 1381の1の内, 1382, 1383, 1385, 1386の1の内, 1387の1の内, 1388の1の内, 1389の1の内, 1389の2の内, 1390

〃 字小埜 1392, 1393, 1394の1, 1395, 1396, 1397の1の内, 1397の2の内

大字下手綱字後谷 1902の1の内, 1902の2の内, 1904の1の内, 1904の2, 1913の1の内, 1913の2の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字高萩字坂下に変更

大字高萩字横枕 1300の1の内, 1300の2から1300の4まで, 1301の1の内, 1301の2, 1301の3, 1303の1の内, 1303の2, 1303の3, 1304の1の内, 1304の2

〃 字坂下 1330の1の内, 1330の2から1330の4まで, 1332の1の内, 1332の2から1332の4まで, 1334の内, 1335の内, 1336の1の内, 1345の1の内, 1345の2, 1345の3

〃 字京田 1346の1から1346の5まで, 1347の内, 1355の内, 1355の

1の内, 1356の1から1356の3まで, 1357の1の内, 1357の2, 1357の3, 1358の内, 1359の内, 1364の内, 1366の内  
 大字高萩字飯森塚 1380の1の内, 1380の2, 1380の3, 1381の1の内, 1381の2から1381の4まで, 1386の1の内, 1386の2, 1387の1の内, 1387の2から1387の4まで, 1388の1の内, 1388の2, 1388の3, 1389の1の内, 1389の2の内, 1389の3  
 “ 字小埜 1397の1の内, 1397の2の内  
 大字下手綱字小島 1397の48, 1397の50, 1700の25の内, 1700の26の内  
 及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字下手綱字後谷に変更  
 大字下手綱字後谷 1881の2の内, 1881の3  
 及びこれに伴う国有地の水路の全部を大字下手綱字小島に変更

#### 茨城県告示第1148号

次の者から国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第37条第1項の規定による療養取扱機関の申出を受理したので, 療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第1条第1号及び第2号の規定により告示する。

平成3年10月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理 年 月 日	療養取扱機関名	開設者	所在地
歯0132197 医0123133	3.6.1	茨城県水戸保健所	竹内藤男	水戸市笠原町993-2
0123141	3.9.1	渡辺整形外科	渡邊昭一	水戸市東台1-6-1
0123158	3.9.10	水戸皮膚科クリニック	坂元征行	水戸市松が丘1-4-30
0123166	3.9.10	白相胃腸科外科医院	白相光康	水戸市渡里町2933の1
0720540	3.10.1	小林クリニック	小林 彌	結城市大字結城7336
1320852	3.10.1	山口内科クリニック	山口明良	勝田市東石川字六ツ野 3379の156
1320860	3.10.1	ヒヨドリ医院	志井田 隆	勝田市中央町7-20(2F)
3420353	3.9.10	根本医院	根本 丘宇司	久慈郡金砂郷村久米230番地
3520061	3.10.1	細川整形外科	細川 於菟輔	多賀郡十王町友部東 2-1-19

4320776	3.10.1	馬 場 医 院	馬 良	猿島郡五霞村大字元栗橋 字土与部7264
0132189	3.10.1	米 川 歯 科 医 院	米 川 久	水戸市平須町1819番地の73
1230263	3.10.1	梶山歯科クリニック	梶 山 俊 一	常陸太田市木崎二町上軍田 928-9
1730569	3.10.1	渡 辺 歯 科 医 院	渡 邊 正 浩	取手市大字戸頭281-4

茨城県告示第1149号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により、次の歯科医師及び薬剤師を  
保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成3年10月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

氏 名	登録記号番号	登録年月日
菊 池 健 志	茨 歯 2 5 5 2	3. 9. 30
鈴 木 澄 子	茨 薬 1 4 8 8	3. 9. 26
安 暢 子	茨 薬 1 4 8 9	3. 10. 1
高 野 元	茨 薬 1 4 9 0	3. 10. 2

茨城県告示第1150号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により同法第3条第1項第1号  
の命令をしようとするので、その内容となる事項を同法第5条第2項において準用する同法第3条  
第3項の規定により次のとおり公表する。

なお、次の1の(1)に掲げる区域内において森林又は樹木を所有する者で、この公表した事項に関  
し不服があるものは、公表があった日から2週間以内に、その理由を記載した書面をもって知事に  
不服を申し出ることができる。

平成3年10月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 区域及び期間

(1) 区 域

北茨城市、高萩市、つくば市、多賀郡十王町、鹿島郡大野村、同郡鹿島町、同郡神栖町、同  
郡波崎町、稲敷郡茎崎町、真壁郡真壁町、同郡大和村及び新治郡八郷町の区域内に存する松林  
の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県農林水産部林業課、茨城県県北地方総合  
事務所、茨城県鹿行地方総合事務所、茨城県県南地方総合事務所、茨城県県西地方総合事務所

及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期 間 平成3年11月18日から平成4年3月25日まで

## 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤により防除すること又は当該樹木を伐倒してはく皮し、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

## 4 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林病虫害等防除法第11条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方総合事務所の長に松くい虫防除実施届出書（別記様式）を提出しなければならない。ただし、(3)により損失補償金交付申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、松くい虫防除損失補償金交付申請書（茨城県松くい虫防除損失補償金交付要項（昭和52年茨城県告示第1258号）様式第1号又は第2号）を、当該措置を行った後、速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方総合事務所の長に提出するものとし、当該地方総合事務所の長は、当該申請書の提出を受けたときは、申請者の行った措置が3に掲げる措置の内容に適合するかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を当該申請者に交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に掲げる期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき森林病虫害等防除法第8条第1項の規定による損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

別記様式

年 月 日

松くい虫防除実施届出書

茨城県 地方総合事務所長 殿

届出人住所

氏名

印

次のとおり松くい虫の防除を実施したので届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森 林 面 積	樹 木 本 数	樹 木 の 材 積		
	ヘクタール	本	立方メートル		
実施区域又は場所	実 施 期 間	実 施 に 要 し た 費 用			
		種 別	数 量	単 価	金 額
	月 日 から	人 夫 費	人	円	円
		薬 剤 費		円	円
	月 日 まで	そ の 他		円	円
		計		円	円

茨城県告示第1151号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和52年法律第18号）第4条の4第1項の規定により特別伐倒除去の命令をしようとするので、その内容となる事項を同法第4条の4第2項において準用する森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第3条第3項の規定により次のとおり公表する。

なお、次の(1)に掲げる区域内において森林又は樹木を所有する者で、この公表した事項に関し不服があるものは、公表があった日から2週間以内に、その理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成3年10月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 区域及び期間

(1) 区 域

つくば市、鹿島郡波崎町及び稲敷郡茎崎町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県農林水産部林業課、茨城県鹿行地方総合事務所、茨城県県南地方総合事務所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期 間 平成3年11月18日から平成4年3月25日まで

## 2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木が存在する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破碎するか、又は当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

## 3 その他必要な事項

- (1) 2に掲げる措置については、森林病害虫等防除法第11条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 2に掲げる措置については、破碎後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破碎する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるように破碎を行うこと。
- (3) 2に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに2に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方総合事務所の長に松くい虫防除実施届出書（別記様式）を提出しなければならない。ただし、(4)により損失補償金交付申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 2に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、松くい虫防除損失補償金交付申請書（茨城県松くい虫防除損失補償金交付要項（昭和52年茨城県告示第1258号）様式第1号又は第2号）を、当該措置を行った後、速やかに2に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方総合事務所の長に提出するものとし、当該地方総合事務所の長は、当該申請書の提出を受けたときは、申請者の行った措置が2に掲げる措置の内容に適合するかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を当該申請者に交付する。
- (5) 知事は、2に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に掲げる期間内に2に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき松くい虫被害対策特別措置法第10条の2第2項の規定による損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。



別記様式

年 月 日

松くい虫防除実施届出書

茨城県 地方総合事務所長 殿

届出人住所

氏名

印

次のとおり松くい虫の防除を実施したので届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林面積	樹木本数	樹木の材積		
	ヘクタール	本	立方メートル		
実施区域又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	月 日から	人夫費	人	円	円
		薬剤費		円	円
	月 日まで	その他		円	円
		計		円	円

茨城県告示第1152号

山方町から平成3年9月6日付けで認可申請のあった戸羽元倉地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成3年10月4日適当1決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年10月17日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 片山 栄三

1 縦覧に供する書類

戸羽元倉地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成3年10月18日より平成3年11月13日まで

3 縦覧の場所

山方町役場

## (公 安 委 員 会)

## 茨城県公安委員会告示第26号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項及び第14条の2第2号の規定により、緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定取消しを行ったので公示する。

平成3年10月17日

茨城県公安委員会委員長 加 藤 啓 進

## 1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
2505	土浦88す 6717	ニッサン・3年	警 察 責 務 遂 行 用	茨 城 県 警 察 本 部
2506	水戸88す 7316	〃	〃	〃
2507	土浦88せ 3211	トヨタ・3年	公 益 応 急 作 業 用 (ガス事業)	茨石ガス株式会社

## 2 緊急自動車の指定取消し

指 定 番 号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者氏名	告 示 年 月 日	告 示 番 号	取 理 消 通
945	茨88せ 3016	トヨタ・52年	公益応急作業用 (水道事業)	鹿 島 町	52.3.22	7	廃 車
978	茨88せ 3351	スバル・52年	公益応急作業用 (通信事業)	日本電信電話 株水戸支店	52.10.24	29	〃
979	茨88せ 3341	〃	公益応急作業用 (水道事業)	大 子 町	52.10.24	29	〃
1114	水戸88せ 280	トヨタ・54年	公益応急作業用 (水道事業)	小 川 町	54.5.24	17	〃
1392	土浦88せ 733	ニッサン・56年	公益応急作業用 (通信事業)	東 京 道 路 エ ン ジ ニ ア	56.6.8	20	〃
1398	水戸88せ 999	トヨタ・56年	道路応急作業用	日 立 市	56.7.20	23	〃
1526	03-7937	三 菱・57年	自 衛 隊 用	陸上自衛隊 勝田駐屯部隊	58.1.24	3	〃
1527	03-7939	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1863	03-8147	〃	〃	〃	60.12.5	31	〃
1993	03-7721	〃	〃	〃	62.5.21	21	〃
2160	03-8151	〃	〃	〃	63.11.28	32	〃

3 道路維持作業用自動車の指定取消し

指 定 号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者氏名	告 示 日 年 月	告示 番号	取 理 消 由
658	茨88せ 1104	トヨタ・48年	道路維持作業用	岩 井 市	48.3.19	9	廃 車
1117	水戸88せ 284	トヨタ・54年	〃	那 珂 町	54.6.7	18	〃
1118	土浦88せ 261	〃	〃	猿 島 町	54.6.18	21	〃
1390	水戸11す6573	イスズ・54年	〃	北 茨 城 市	56.6.8	20	〃

公 告

●特定漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起の届出

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により、次の者から小型久慈加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

なお、小型久慈加入区の特定第2号漁業者調書を平成3年10月17日から平成3年10月19日まで久慈町漁業協同組合において縦覧する。

平成3年10月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者

日立市久慈町1-9-19 古 川 力 男  
 日立市久慈町2-7-20 榎 本 常 蔵  
 日立市久慈町4-2-6 星 野 政 男

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により、次の者から小型久慈加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

なお、小型久慈加入区の特定第2号漁業者調書を平成3年10月17日から平成3年10月19日まで久慈浜丸小漁業協同組合において縦覧する。

平成3年10月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者

日立市大みか町3-23-13 沢 畠 善 一  
 日立市久慈町4-5-8 稲 川 徳 雄  
 日立市久慈町1-10-14 須 藤 勝 雄

●基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨建設省国土地理院長から通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成3年10月17日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業種類 基本測量(湖沼調査)
- 3 作業期間 平成3年10月14日から平成3年12月20日まで
- 4 作業地域 霞ヶ浦  
石岡市, 小川町, 玉造町, 出島村, 玉里村

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成3年10月17日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
新治郡千代田村大字下稲吉字馬坂谷津3185-4
- 2 事業主の住所及び氏名  
土浦市川口1丁目10番5号  
株式会社 協栄工務店  
代表取締役 佐藤 是和

- 1 工事を完了した開発区域又は、工区に含まれる地域の名称  
下館市大字下江連字南原153番1, 154番1, 155番, 同番1, 156番, 同番1, 157番, 同番1, 158番, 同番2, 159番1, 同番3, 160番1, 同番2, 同番3, 同番4, 161番2, 162番1, 163番1, 164番2, 183番5, 1285番34, 同番35, 同番36, 同番38, 同番62, 同番65, 同番66, 同番67, 同番68, 同番69, 同番70, 字新田1281番10, 大字小川字五所館151番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番7, 152番5, 153番2, 154番2, 155番2, 156番2, 157番2, 158番1, 159番2, 同番4, 161番, 同番1, 162番2, 163番, 同番2, 164番1, 166番, 167番2, 同番3, 168番2, 169番2, 178番, 同番1, 179番, 同番1, 180番, 同番1, 181番1, 同番2, 183番1, 194番, 同番1, 同番2, 1284番, 同番2, 同番3, 同番8, 同番9, 同番10, 同番11, 同番12

2 事業主の住所及び氏名

水戸市大町1丁目2番17号

財団法人 茨城県開発公社

理事長 竹 内 藤 男

~~~~~  
都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成3年10月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡美野里町大字西郷地字九十三枚1702番7, 1703番, 1704番1の一部, 同番3の一部, 同番4の一部, 1705番1の一部, 同番6の一部, 1708番2, 同番5, 1709番1の一部, 1710番1の一部, 同番2, 同番3, 1711番, 1726番6, 同番7

2 事業主の住所及び氏名

水戸市赤塚1丁目2029番地の121

いばらき生活協同組合

理事長 丹 正 平

~~~~~  
1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

行方郡北浦村大字山田字大沼1951番3, 1953番1, 大字山田字中坪1953番2, 同番3, 大字山田字風早1954番1, 同番3, 同番4, 1994番, 大字山田字古館2020番, 2021番, 2022番, 2023番, 大字山田字堂之后2089番, 大字山田字堂之后2091番, 大字山田字作ノ内2094番, 2100番, 2102番, 2104番, 2106番1, 2109番, 2124番, 2125番, 2126番, 2127番, 2128番, 2129番, 2130番, 2131番1, 同番2, 2132番1, 2133番, 同番1, 同番2, 2134番1, 同番2, 2135番, 2136番, 大字山田字父通り2139番, 2140番, 2141番, 2143番1, 同番2, 2144番, 2145番, 2146番, 2147番, 2193番, 2199番, 2200番, 大字山田字空田2201番, 2202番, 2203番, 2204番, 2207番, 2208番1, 同番2, 大字山田字菖蒲池2210番1, 同番2, 2212番, 大字山田字空田2213番, 2214番1, 同番2, 2215番1, 同番2, 2216番1, 同番2, 2217番1, 同番2, 2218番1, 同番2, 2219番1, 同番2, 2220番1, 同番2, 2221番1, 同番2, 2222番, 2223番, 2224番1, 同番2, 2226番, 2227番, 2228番, 大字山田字平2229番1, 同番2, 同番3, 2230番, 同番1, 2231番, 2232番, 2233番, 2234番, 同番1, 2235番, 2236番2, 2237番, 大字山田字西井戸2238番, 大字山田字平2239番1, 同番2, 大字山田字西井戸2240

番, 2241番, 大字山田字平2243番, 2245番, 2246番2, 2248番2, 大字山田字風早2249番, 2250番, 大字山田字平2251番, 大字山田字風早2252番1, 同番2, 同番3, 2254番, 2255番, 2256番, 2257番, 2258番, 2259番, 2260番, 2261番, 2262番, 2263番, 2264番, 2269番1, 同番2, 2270番, 2276番1, 同番2, 2277番, 2278番1, 同番2, 2279番1, 同番2, 2280番, 2281番, 2282番1, 同番2, 2283番, 大字山田字大沼2285番, 2286番1, 同番2, 2287番1, 同番2, 同番3, 2288番, 同番1, 2289番1, 同番2, 2290番, 2291番, 2292番1, 同番2, 2293番, 同番1, 2294番, 2295番, 2296番, 2297番, 2298番, 2299番, 2300番, 2301番, 2302番, 2303番, 大字山田字六台2304番, 2305番, 2306番1, 同番2, 2307番, 2308番, 2310番1, 同番2, 同番3, 同番4, 2311番1, 同番2, 同番3, 2323番, 2324番, 2325番, 2326番, 2327番, 2328番1, 同番2, 2362番, 2363番, 2364番, 2365番, 2366番, 2367番, 2368番, 2369番1, 同番2, 同番3, 2370番, 2372番, 同番1, 2373番1, 同番2, 2374番, 同番1, 大字山田字大沼2375番, 大字山田字六台2375番1, 同番2, 2376番, 同番1, 大字山田字大沼2377番, 同番1, 同番2, 大字山田字空田2378番, 2379番, 2380番, 2381番1, 同番2, 2382番, 同番1, 同番2, 2303番, 2384番, 2385番, 2386番1, 同番2, 2387番, 同番1, 同番2, 同番3, 2383番, 2389番, 2390番, 2391番, 同番1, 2392番, 2394番, 大字山田字刈又2395番, 2396番, 2397番1, 同番2, 2398番, 2399番1, 同番2, 2400番, 2401番, 同番1, 2402番, 2403番, 同番1, 2404番, 2405番, 2406番, 2407番1, 2408番, 同番1, 2409番1, 同番3, 同番4, 2410番, 2411番, 2412番, 2413番, 2414番, 2415番, 2416番, 2417番, 同番1, 2418番, 同番1, 大字山田字字岡2419番, 2420番1, 同番2, 2421番1, 同番2, 2422番1, 同番2, 2423番, 2424番, 2425番, 2426番1, 同番2, 2427番1, 同番2, 2428番1, 同番2, 2429番, 2430番, 同番1, 2431番, 2432番1, 同番2, 2433番, 大字山田字古屋2434番, 2435番1, 同番2, 2436番1, 2437番1, 同番2, 2438番1, 同番2, 2439番1, 同番2, 2440番, 同番1, 2441番, 大字山田字六台2443番, 2444番, 2446番, 2450番, 大字山田字岡2453番, 2454番1, 同番2, 2455番2, 同番3, 2457番4, 2460番1, 同番2, 2463番, 2465番1, 同番3, 大字山田字今山2466番2, 2468番1, 2469番1, 同番3, 2470番1, 同番2, 同番3, 2471番, 2473番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9, 同番10, 同番12, 2474番3, 同番5, 同番8, 2480番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 2481番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 2482番, 2483番, 同番1, 大字山田字

空田2484番, 2485番1, 同番2, 同番3, 同番5, 同番6, 2486番1, 同番2, 2487番, 2488番, 2489番, 2490番, 2491番, 2492番, 2493番, 2494番, 2495番, 2496番, 2497番, 2498番, 2499番, 2500番, 2501番, 2503番, 2504番, 同番1, 2505番, 2506番, 2508番, 2509番, 2513番, 2514番, 2516番, 2517番1, 2518番2, 大字山田字大作入2519番, 大字山田字空田2521番, 大字山田字大作入2522番1, 同番2, 2524番, 2526番1, 2527番1, 同番2, 2528番, 2529番, 2530番, 2531番, 2532番, 2533番, 2534番, 2535番, 2536番, 2537番, 2538番, 2539番1, 2542番, 大字山田字籠田2649番1, 同番7, 2659番, 2664番2, 2670番2, 同番4, 2671番, 2674番, 2680番, 大字山田字今山2682番, 2684番1, 同番2, 同番3, 2685番1, 2686番, 2697番1, 同番2, 2698番1, 同番2, 2700番, 2701番, 大字山田字籠田2702番1, 同番2, 2703番, 2704番, 同番1, 2705番1, 同番2, 大字山田字籠碓2706番, 2707番, 大字山田字籠田2708番, 2709番, 大字山田字籠碓2710番, 2711番, 2712番1, 同番2, 2713番, 同番1, 2714番1, 同番2, 2715番, 大字籠田2716番, 2718番, 2719番, 2720番1, 同番2, 大字山田字中峰2724番, 大字山田字清水2725番, 2726番, 2727番, 2730番, 2731番, 大字山田字今山2733番, 同番1, 同番2, 2734番, 2735番1, 同番2, 2737番, 2738番1, 同番2, 2739番1, 同番2, 2746番, 2758番, 2759番2, 同番3, 2760番, 2762番, 2764番1, 2765番1, 同番2, 2766番1, 同番2, 2767番1, 大字山田字岡2770番1, 2771番, 大字山田字今山2772番1, 同番2, 2773番, 同番2, 2774番, 大字山田字中峰2775番1, 同番2, 2777番, 同番1, 2778番, 2779番, 2780番, 2781番, 2783番, 2784番, 2785番, 2786番1, 同番2, 同番3, 大字山田字清水2787番, 2788番, 大字山田字中峰2789番, 2790番, 2792番, 大字山田字清水2795番, 2796番, 2797番1, 同番2, 同番3, 同番4, 2798番, 2799番, 2800番3, 同番4, 同番5, 大字山田字中峰2801番, 大字山田字清水2805番, 2806番, 2807番, 大字山田字中峰2809番, 2811番, 2812番, 2813番1, 同番2, 2817番, 2818番, 大字山田字源八2819番, 同番1, 2821番, 2822番, 2823番, 2824番1, 同番2, 2825番, 2827番1, 同番2, 2828番, 2829番, 2830番, 2831番, 2832番, 2833番, 大字山田字岡2834番5, 同番6, 2836番, 2838番4, 2841番1, 2843番1, 同番2, 大字山田字貝塚2865番, 大字山田字源八2867番1, 同番2, 2868番, 2869番, 2870番, 2871番, 2872番, 2873番, 2879番

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都杉並区成田東4丁目39番8号

株式会社 北浦ゴルフ倶楽部

代表取締役 黒 沼 萬 治

## ●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成3年10月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
下土木指令 第784号	3.10.3	田村 みね	下館市大字伊佐山136	下館市大字伊佐山字本宿129番3, 136番10	メートル 4.00	メートル 33.41

## ●道路の位置の指定（変更）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定（変更）した。

平成3年10月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
石土木指令 第615号	3.10.7	研精工業株式会社 代表取締役 渡辺 進	東京都大田区中馬込1丁目16番7号	下妻市大字高道祖字東原4210-40	メートル 6.25	メートル 18.20

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
休日の場合は線下発行）（金 2,300円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)